

# PTA運営の手引き



奈良市PTA連合会

# 1 P T Aのおいたち

## ○ P T Aの誕生

P T A (Parent-Teacher Association) はアメリカで生まれたもので、その創始者はバーニー (A.M.Birney) 夫人だと言われています。

19世紀の後半になると、アメリカは工業化や都市化が急速に進み、豊かな繁栄の時代を迎えます。しかし、物質的な豊かさとはうらはらに、子どもたちをとりまく環境は決して望ましいものではありませんでした。バーニー夫人は子どもたちがすこやかに成長していくためには、まず何よりも教育環境を整備しなければならないと考え、「母親の会」をつくり運動を進めていきました。

1897(明治30)年2月17日、バーニー夫人はハースト (P.A.Hearst) 夫人とともに全米母親大会をワシントンで開催し、子どものすこやかな成長と教育環境の浄化を訴え、多くの提案をしました。そして、全国的な組織として「全国母親協議会」(National Congress of Mothers) ができ、その活動を始めたのです。

その後、協議会では組織の拡充を図り、父親や教師にも参加を求め、1924(大正13)年には「全国父母教師協議会」(National Congress of Parents and Teachers) が結成されます。これが、今日のP T Aの原点といえます。

## ○ 日本のP T A

わが国では、第2次世界大戦後にP T Aが生まれました。戦前には学校の後援会的な性格の強い父母会や保護者会がありましたが、戦後になってアメリカの例をモデルとしてP T Aがつくられました。

昭和21(1946)年3月に、日本の教育の民主的改革のために来日していたアメリカ教育使節団が報告書を提出しました。その中で、民主化の一つとしてアメリカのP T Aを紹介し、日本でも結成することを勧奨したのです。それを受けて、文部省は昭和22(1947)年3月に「父母と先生の会—教育民主化のために—」という冊子を作成し、各都道府県知事あてに配付して、P T Aづくりを奨励しました。その結果、昭和25(1950)年までには全国のほとんどの小・中・高校にP T Aが結成されました。

## 2 P T Aの加入と後援会的P T Aの払拭

### ○ 加入

「1. P T Aのおいたち」で述べたように、P T Aはアメリカで生まれ、戦後に日本に入ってきたものです。

アメリカでは、P T Aがもともと教育環境改善のための母親運動から始まったという性格を受けて、現在でも教育環境改善に関心をもつ有志の任意加入となっています。また、必ずしも学校単位で組織されているわけでもありません。

日本のP T Aの多くは、学校に在籍する児童生徒の保護者及び教職員によって、学校ごとに組織されています。また、P T AはそれぞれのP T Aが掲げる「児童生徒のすこやかな成長を図ること」などの活動目的に賛同する人が加入する任意の団体となっています。

### ○ 後援会的P T Aの払拭

戦前には、学校への財政的援助や労務的援助を主たる目的とした父母会・保護者会・後援会などがありました。戦後、これらの組織がそのままP T Aに移行したケースも多く、P T Aの意義が十分に理解されないままに、後援会的性格をそのまま持っている面もみられます。財政的に困窮していた戦後しばらくはその傾向が強かったのですが、その後のめざましい経済成長や、P T Aの真の意義が問われていくにつれて、後援会的性格は徐々に薄れてきました。しかし、まだ完全に払拭できたわけではありません。

会員の一人ひとりがP T Aの本来の目的をしっかりと把握し、子どもたちのすこやかな成長をはかるための諸活動を活性化することが大切です。



### 3 P T Aの目的と性格

#### ○ P T Aの目的

わが国にP T Aができてから 20 年後の昭和 42（1967）年 6 月、P T A はまだ後援会的な性格を多分に残しており、本来のP T Aのあり方が十分に理解されていないということから、国の社会教育審議会が、P T Aの基本的な問題である目的・性格を中心に検討を加え、「父母と先生の会のあり方について」と題した報告を行いました。この中で、P T Aの目的については次のように述べられています。

「父母と先生の会（P T A）は、児童生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師とが協力して、学校および家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である。」（父母と先生のあり方について [昭和 42.6.23 社会教育審議会報告]）

つまりP T Aとは、子どもたちのすこやかな成長のために、保護者と教師が協力し、連携を深め、互いに学びあう団体だということです。

#### ○ P T Aの性格

昭和 24（1949）年 6 月の社会教育法公布に伴い、P T Aは同法に規定する社会教育関係団体としての取り扱いをうけることとなりました。

同法の規定によれば、社会教育関係団体とは、「公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」（第 10 条）であり、社会教育関係団体に対して、「国および地方公共団体は、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない」（第 12 条）のです。つまりP T Aは、あくまでも自主的、民主的に運営される団体なのです。さらに、P T Aの多くは、学校に在籍する児童生徒の親および教師によって学校ごとに組織され、「会員の総意によって民主的に運営され、特定の政党、宗派にかたよる活動や、もっぱら営利を目的とする行為を行わない」団体だと述べています。

よくP T Aと学校の関係や、P T Aの行うべき活動としてふさわしいかどうかといったことが問題となりますが、このP T Aの性格を正しく理解して、適切な判断ができるようにしたいものです。

## 4 P T Aの活動内容

### ○ P T Aの活動

「3. P T Aの目的と性格」で述べたように、P T Aは子どものすこやかな成長をはかることを目的とした団体でありその目的を達成するために会員相互が学習活動など必要な活動を行うこととなります。この場合の学習活動とは、単に「学ぶ」「理解する」だけではなく、そのうえに立った実践活動をも含む広い活動を意味しています。

P T Aの活動を、昭和42年の国の社会教育審議会報告「父母と先生の会のあり方について」に沿って大きく分けると、次のようになります。

1. 学校教育の理解・振興のための活動
2. 家庭教育の理解・振興のための活動
3. 校外の生活指導のための活動
4. 地域の教育環境の改善・充実のための活動



### 現在の奈良市のP T A活動

#### ①学級活動（学級P T A）会の基盤

P T A組織の基盤です。学級担任と保護者が、学校の教育方針や取り組み、学級の状況や課題、家庭での子どもたちの様子や子育てで心配な事などを話し合います。親として教師として、今の子どもたちにとって、何が問題なのか、何が 필요한のか、何をしなくてはならないのかを考えます。学級代表はここで出た意見を代表委員会や運営委員会で報告します。

#### ②学習活動

子育てや子どもの教育に関して会員のためになる学習や自己啓発の機会を提供します。

【活動例】教育講演会・人権学習・研修会・給食試食会・高校見学会など

#### ③広報活動

会員にP T Aの活動内容や、運営状況、子育てに役立つ情報などをお知らせします。また、P T A広報紙には記録性の役割もあり、P T Aの歴史を記録します。



#### ④学校との連携・協力

子どもたちの学校生活や教育環境がより良いものになるため、学校運営や学校行事に関わるなど、学校と連携した活動を行います。

【活動例】草引き・親子清掃・運動会のパトロール・学校運営協議会など

#### ⑤地域との連携・協力

保護者は地域住民の一人として、子どもの校外での生活指導、地域における教育環境の改善・充実に努めます。

【活動例】登下校の見守り・危険箇所調べ・地域行事への参加や協力・地域教育協議会・少年指導協議会など



#### これからのPTA活動のあり方

本来PTAは『教師と保護者の話し合いの場、学びの場』です。現在行われている活動は、その話し合いの中から子どもたちのために必要だと生まれてきた活動です。近年、仕事を持つ会員が増え、平日の昼間の活動に参加することが難しい現状にあります。仕事を休めず活動できないからPTAに入らないという保護者も増えてきました。PTA＝活動と考える保護者が多い中、PTA本来の意義を理解してもらうことが重要です。最近では、委員会を廃止し、活動の部分はボランティアを募集するPTAが全国でも増えつつあります。PTA＝保護者と教師が子どもたちのために、話し合い、考え、学ぶ会だということをそれぞれが認識し、『できる人が、できる時に、できる事を』というPTA本来の活動に戻していきましょう。



## 5 PTAと学校

### ○ PTAと学校の関係

公立学校は、子どもたちの教育を推進するために校長・教頭を中心として教職員がそれぞれに校務を分担し、組織化された公の教育機関です。当然、法的な制約を受け、「学校教育法」などの法律に基づいて運営されることとなります。

一方、PTAは、子どもたちの幸せのために保護者と教職員が自主的に組織し運営する任意団体です。ですから、法的制約もなく、自ら作成する「規約（会則）」により、運営されることとなります。したがって、学校の教育活動とPTAの活動は、区別されなければならないものです。

また、保護者も学校教育を受けている子どもの保護者としての立場と、PTAの保護者会員としての立場は違いますし、教職員も学校教育に携わり校務を執行する教職員としての立場と、PTAの教職員会員としての立場は違います。

とかく、あいまいになりやすいものですが、区別すべきところは明確に区別しておかなければなりません。

### ○ 学校への協力と学校の姿勢

PTAは、学校に対し協力的な体制が望まれます。学校とPTAが相反した考え方や行動をしていたのでは、子どものすこやかな成長と幸せを求めることはできません。

学校に協力するためには、まず、学校の教育活動がよく理解されていることが重要です。そのため、PTAは、その活動の中に学校の教育目標や教育内容、指導方針などを理解するための学習を組み入れていく必要があります。

一方、学校側は保護者の理解を得るために学校の考え方を示すとともに、保護者や地域社会の人々と積極的に連携していく教職員の姿勢が望まれます。

教職員と保護者が互いにそれぞれの立場を理解し合えるよう、話し合える場をできるだけ多くもって、信頼関係をつくりあげていくことが大切です。



## 6 現代のPTAが抱える問題

### ○ 強制加入問題

PTAは、任意の団体であり、その入退会は会員の意志で決められるべきものですが、本人の意思を確認することなく、子どもの入園や入学に合わせて自動的に入会となっているところがあります。入園・入学説明会で任意性の説明は概ねできていても説明の内容が不十分で会員に伝わっていない場合もあります。

#### 《改善策》

- PTA会長が、入学（入園）説明会や入学（入園）式等で各会員から入会申込書を取得します。

### ○ 個人情報問題

学校園が、学校園運営目的で取得した保有個人情報を、本人の同意を得ずにPTAに提供している場合があります。学校園が保有する個人情報をPTA運営のために提供する場合は、しっかりと保護者の同意を得る必要があります。同意を得ずに提供した場合、学校園は「奈良市個人情報保護条例」違反、提供されたPTAは「個人情報保護法」違反となります。また、PTAが独自で取得した個人情報については、取得や管理方法を適切に行う必要があります。

#### 《改善策》

- PTAが入会時や進級時に、会員から直接個人情報を取得します。取得した個人情報は鍵のかかる場所に保管し、役員が責任をもって鍵の管理をします。また、卒園、卒業等や退会で会員でなくなった時には速やかにシュレッダーにかけて処分します。
- 学校園は、保有する個人情報をPTAに提供することに対して保護者の同意書を取得します。また、PTAは学校から情報提供を受けることを会員に伝え、それに同意しない場合には不同意の申し出をしてもらうよう説明します。



## ○ 会費の使途について

P T A会費は、組織を維持し運営するための費用（運営費）と活動するための費用（活動費）に区分され、会の運営と活動のために使われるお金です。しかし、本来公費で賄うべき学校園の施設設備の修繕や備品の整備、教育活動として行われる学校園行事などにかかる経費をP T A会費から支出している場合があります。

### 《改善策》

- 公費負担、私費負担となる経費（9・10ページ参照）をしっかりと理解し、P T A会費を本来の目的のために適切に使います。使途については、総会において、決算報告と予算案の中で明確に会員に説明する必要があります。
- P T Aとして卒業などの機会に、子どものより良い教育環境を整えるために、善意により記念として寄附をする場合は、市が定める関係規定に従い、学校園に寄附採納の処理をしてもらいます。寄附採納をしていない場合、P T Aの所有物となり、将来、買い換えや修理、廃棄をP T Aが行うこととなります。特に遊具等を寄附する場合は、それにより事故やケガが起こった場合に、P T Aが管理責任等を問われる場合もありますので注意が必要です。
- 強制加入（入会申込書をとっていない）で会費の引き落としが行われているP T Aでの、会費からの寄附は、地方財政法での割当寄附にあたり禁じられています。その場合は、バザーや廃品回収の事業費、または自発的な寄附（するもしないも自由で金額も自由）を財源としなければなりません。
- 寄附行為に関しては、会員の下承がいることから、入会申込書等で会員の入会意志を確認したうえで、総会での承認を必要とします。P T Aは会計規定をしっかりと作成し、その使途を詳細に会員に説明します。

## 公費と私費との負担負担区分基準(例)

### (1) 公費負担を原則とする経費

学校運営(施設の管理運営、教育活動)にかかる経費

	区 分	概 要	具 体 例
1	職員の人件費・旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の給与・各種手当、非常勤職員等の報酬・賃金</li> <li>・ 教育活動や学校管理運営にかかる旅費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常勤講師の報酬、介助員等の賃金</li> <li>・ 職員の公務にかかる手当</li> <li>・ 公務にかかる旅費</li> </ul>
2	教育活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習指導要領に基づく教育を行うために必要な経費</li> <li>・ 生徒指導、進路指導等に必要な経費(学校として体制整備のための経費)</li> <li>・ 生徒の心身の健康、安全に必要な経費・教務活動や学校運営・維持活動に必要な経費</li> <li>・ 授業に位置付けた生徒会、文化祭、体育祭の開催のための必要最低限の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業、実習等の教科活動、学校行事等特別活動のために職員に必要な教具、教材等</li> <li>・ 授業、実習等の運営にかかる共用的なもの、または不特定多数の生徒に必要なものにかかる経費</li> <li>・ 進路指導や生徒指導にかかる共用スペース等整備、成績管理等にかかる情報管理等事務に必要な物品や消耗品費等</li> <li>・ 保健室に常備する救急医療薬等</li> <li>・ 学校の施設や設備等の範囲内</li> </ul>
3	学校施設整備・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設の建設や、維持修繕、保守管理に必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校舎や体育館、グラウンドやプール等の学校施設の整備にかかる経費や維持修繕経費</li> <li>・ 校内や敷地内の環境整備にかかる経費</li> </ul>
4	施設整備・維持修繕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設内の給排水設備等設備整備や維持・保守にかかる経費</li> <li>・ 備品の整備や修理にかかる経費</li> </ul>
5	学校管理運営経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光熱水費等の学校の管理運営に必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気、水道、ガス、灯油等燃料代など学校の管理運営にかかる必要な経費</li> </ul>

※他の自治体の例ですので、その都度役員の中で支出が適当なのかを考えましょう。

## (2) 私費負担を原則とする経費

### ① 私費(個人)に負担を求めるもの

	区 分	概 要	具 体 例
1	生徒個人の所有物にかかる経費	・ 生徒が学校や家庭のいずれにおいても個人管理し使用可能な物にかかる経費	・ 制服、体操服、実習服、鞆、名札、生徒手帳 ・ 筆記具等個人用学習用具、参考書、辞書類等
2	教育活動に必要なものとして生徒個々に直接的利益として還元されるもの	・ 学校が行う教育活動の一環で必要となる教材、教具 ・ 生徒が参加して生ずる利益が生徒個人へ還元されるもの ・ 生徒指導や進路指導上において生徒個々に直接還元される経費	・ 授業、実習等において必要な教材費等における特定個人生徒に必要なものにかかる経費 ・ 書道、絵画、調理等各種実習用教材費 ・ 修学旅行、校外学習、映画鑑賞等への参加に必要な経費 ・ 模擬試験料、資格検定料、個人または特定の複数人数、集団の進路指導にかかる資料代等 ・ 保険料、給食費等 ・ 農業、家庭クラブ関連経費
3	生徒の自主的活動にかかる経費	・ 部活動、生徒会活動、文化祭の開催にかかる一定水準を超えた経費	・ 文化部や運動部など部活動の活動費、遠征費等 ・ 生徒の自主活動を行うにあたっての特別な施設や設備の整備とその維持管理経費等

※他の自治体の例ですので、その都度役員の中で支出が適当なのかを考えましょう。

### ②私費(PTA会費)より負担するもの

	区 分	概 要	具 体 例
1	PTA活動費	・ PTA主催、または共催の行事や活動にかかる経費	・ PTA総会、講演会、研修会、懇親会、美化作業など各種活動にかかる経費 ・ 広報紙発行にかかる経費
2	PTA運営費	・ PTA運営にかかる経費	・ PTA運営にかかる資料やコピー代等の事務費、通信費、交通費、保険料などの運営費 ・ 備品や備品の保守管理費等
3	その他の経費	・ 児童、生徒活動奨励費 ・ 慶弔費 等	・ 卒業記念品や運動会参加賞等 ・ 会員への見舞金、香料、祝い金等

## ○ 学級委員決めにおける人権問題

年度初めの学級委員決めで、委員を免除してもらうために学級の中で理由を言わなければならないこと、いわゆる『免除の儀式』が社会問題（人権問題）になっています。『免除の儀式』とは「病気を患っている。」「親の介護で家を空けることができない。」など個人情報をクラスの前で話して、免除対象にあたるかクラスで決めることです。事前のアンケートに出来ない理由を記入し、役員が免除対象かを判断するケースもあります。いずれにしても込み入った家庭事情や個人情報を他人に知らせることになります。そのうえ、「やらない人はズルい。」「全員が同じ負担を追わないのは不公平だ。」などという理由で免除を認めてもらえない場合もあり、しかたなく退会する場合があります。かつては出来るだけ多くの方が委員を経験できるように『一子につき一回学級委員を務める』などの規定を作ってきた経緯があります。最近では役員立候補者を確保するために『永年免除』や『役員の再選を認めない』などの制度ができていますが、一時的に役員の立候補が増えるにすぎず、結果的に学年が上がるにつれ、免除者の人数が増えるため学級委員決めに関しては逆効果になっている場合もあります。

### 《改善策》

- PTA活動は『できる時に・できる人が・できる事を』をモットーとします。全ての会員が平等に仕事をする団体ではありません。何をもって公平なのか、平等なのかを考えましょう。不公平感は嫌なことをやらされているという感情が招くものです。5ページの『これからのPTA活動のあり方』にもあるように、できるだけ活動を見直し、出来ない人や、やりたくない人が、強制的にやらされるのではなく、どうすればやりたい人が手を挙げて活動できるPTAになるのかということを考えましょう。



## ○ P T A未加入者の子どもへの教育的配慮

P T Aは保護者と教師による会ですから、子どもは会員ではなく支援対象です。つまり、P T A活動は、学校園に通う全ての子どもたちの福利のために保護者と教師が自発的に行う活動であって、P T A会員の子どものみの福利のために行われる活動ではありません。入園・入学式や終了・卒業式などではP T Aから紅白饅頭や学用品が各園児・児童・生徒に贈呈されることがあり、これらの費用はP T A会費から支出されます。P T A会費は『学校園に通う全ての子どもたち』のために使われるものですので、P T A会員ではない保護者の子どもであっても証書入れや胸に付けるリボン、学用品を受け取れないということがあってはなりません。仮に会員と非会員の子どもを区別した場合、人権問題に発展する可能性があり学校自体の責任を追及されることもあります。

### 《改善策》

- P T Aは会員限定のサービスを行う会ではないということを、会員全員でしっかりと認識しましょう。支援対象は、その学校園に通う全ての子どもで、保護者の加入、非加入による子どもへの区別は許されません。P T Aから贈られるお祝い等は、会費の還元ではありません。子どもたちのために結成された会から贈るお祝いやご褒美ですので全ての子どもに贈呈します。現在は、実費を徴収しているP T Aも多いと思いますが、実費を払わなければ渡さないということ自体が区別となります。全ての子どもに配付することが会員に受け入れられないのだとすれば、個々に渡すお祝い・ご褒美等は廃止して、必要なものは個人徴収することを考えましょう。
- P T A主催の活動についても同様です。非会員の子どもを参加させないことは許されません。親子で参加する活動やイベント等には十分な配慮が必要です。

## PTAはその学校園に通う

### 全ての子どものためにある団体です





## よくある質問 Q&A



入会申込書をとると、非会員が増えるかもしれないと思うと、なかなか踏み切れずにいます。

PTAは任意の会なので、入会申し込みをしてもらい会費の徴収をするのが当然の手続きとなります。会員さんに、PTAの趣旨を丁寧に説明し、それでも入会していただけないのであれば仕方がないことです。会の趣旨に賛同してくださる人たちが運営・活動していけばいいのです。



お断りをしても、非会員の方が、子どもに配布するものに関しては実費を払うと言われます。受け取ってもいいものでしょうか？

PTAは全ての子どもを対象とした会だということを説明しても、実費を支払うとおっしゃる場合は、PTAへの寄附として受け取ります。収入の費目は雑収入に入れます。



委員会を廃止して、活動はボランティアを募集しようと思います。もしも誰も集まらなかったらどうすればいいですか？役員がやらなければいけませんか？

誰もボランティアとして手が挙がらないのであれば、その活動はやめればいいのです。会員さんがどうしても必要だと思う活動であれば、少なからず手が挙がるはずですよ。



仕事をもつ会員が増え、平日の昼間の会議に参加できない現状があります。土日や夜に会議を開くことは可能ですか？

実際にアンケートをとると、まだまだ夜や土日よりも平日の昼間がいいという意見が多くあります。また、教員の働き方改革が叫ばれる中、土日や夜のPTA会議の開催は先生方のご負担になります。参観日や学校に来る機会に合わせて開催するのもいいでしょうし、回数を極力減らすなど工夫が必要です。





入会の案内をするときにPTAに入会するメリットとデメリットを聞かれます。なんと答えればいいでしょうか？また、入会しない人に対して、デメリットをどう伝えればいいですか？

保護者と教師が子どもたちのことを考え学ぶ会であるPTAは、そもそもメリット、デメリットを考えて入会するような会ではありません。なぜならば、PTAの目的は、その校園に通う子どもたちの健やかな成長で、それは全ての保護者と教師の願いでもあるからです。子育ては一人ではできません。だから知恵と労力とお金を少しずつ出し合って、みんなで子どもたちを守り育てていこうというのがPTAです。その活動を通して親として、大人として成長できることがそれぞれの子育てに繋がります。そのことをしっかりと理解していただくことが必要です。

活動に関しては、楽しかった・友達が増えた・情報量が増え子育てに役立った・仕事が休めなくて困った・休んだら陰口を言われた・人間関係がしんどかったなどその時、その人によって感じることは様々で、感じ方もそれぞれです。一概にメリット・デメリットは語れません。

退会する方にデメリットばかり並べる場合がありますが、本来任意の会であるPTAを辞めたからといって、子どもは差別されず支援されるのですから実質的なデメリットは何もないのです。



廃品回収の事業費で収入が膨らみ、学校の備品を買ったり、校舎の修繕に使ったりしてきました。今後どうしていけばいいですか？

PTAは運営と活動に必要なお金は儲けてはいけない団体です。廃品回収をやめれるようであればやめます。会員にとって廃品回収がなくなれば困るというのであれば、事業費を一般会計に繰り入れ、会費の値下げを検討していきましょう。



### 【参考資料】

- ・大阪府教育委員会『PTA指導者のための参考資料』
- ・大津市教育委員会『学校園管理者のためのPTA運営の手引き』
- ・大阪府教育委員会 私費と公費

# PTA運営の手引き

令和2年4月 奈良市PTA連合会

《事務局》

〒630-8122

奈良県奈良市三条本町1-80

TEL・FAX 0742-35-6388